

徳島市農業委員会総会議事録

徳島市農業委員会総会については、次のとおりである。
なお、今総会においては農政関係の議事はない。

1 日 時 令和元年 7月31日(水) 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市役所 南館5階 協議会室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出について
5. 農地改良届について
6. 農地であることの証明について

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 17名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 11名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 8番 中川 敏明
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 15番 住友 勇
- 18番 政岡 茂

令和 元年 7月31日 15時15分から書類審査
徳島市役所 南館 5階 協議会室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただいまから令和元年7月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、8番・西 一委員、18番・朝田 三郎委員、以上です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、9番・久米 裕純委員、19番・市岡 沙織委員に議事録の署名をお願いいたします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくをお願いいたします。
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、119aに至り、譲受人は対象地において、路地野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地9筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、107aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、188aに至り、譲受人は対象地において、水稻とブロッコリーの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、57aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、あっせんによる売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、289aに至り、譲受人は対象地においてにんじんの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、74aに至り、譲受人は対象地において、牧草の栽培を行うとのことです。

第1号議案は、以上6件で、対象地は、田7, 502㎡、畑3, 206㎡、計10, 708㎡です。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、農家住宅に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準について、申請人は、現在アパート暮らしですが、子供も大きくなり、手狭になってきたため、自己の農家住宅を構える計画です。申請地は、耕作地にも近く、便利であるため、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、周辺農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地に区分されるため、今月19日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

2番は、申請人が、住宅敷地拡張として転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、既存居宅の老朽化が進み、生活に不自由をきたしていたため、既存居宅を取り壊し、同じ場所に農家住宅の建て替えを行う計画です。申請地は2筆で、1筆は、農家住宅建て替え部分の一部と既存の離れの一部に該当し、もう1筆は、露天駐車場として利用する計画であり、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は、申請者の父の代から既に住宅敷地として利用されており、このたびの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番は、申請人が進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、申請地の北に隣接する宅地と南側の県道との間に位置する農地について進入路とする計画であり、平成元年頃から一部形状を変え、現在も進入路として使用されています。この度、申請人が子が学習塾を新築するにあたり、進入路部分が農地のままであることが判明し、この度の申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は、既に進入路として利用されており、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番は、申請人が、住宅敷地拡張として転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、具体的な転用目的は、住宅用倉庫及び庭園、墓地になります。経緯としまして、申請人は、申請地の北東に隣接する宅地内の既存母屋で暮らししており、昭和42年頃から電気店を経営したことを機に当時、関係の建物を建築し、その後、電気店廃業と離れの取壊等

を経て、現在に至っています。墓地については、昭和23年以前から設置しており、墓地の設置に関する関係法令上の手続きについては問題無いことを確認済みであり、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、周辺農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は、既に住宅敷地として利用されている状態であり、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番は、申請人が農家住宅に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準について、申請人は、同じ町内にある父所有の宅地内で暮らしていましたが、父が亡くなり、姉が相続しました。また、既存居宅は、物置をリフォームしており、生活空間が2階のみで狭小であることから、自己の居宅を構える計画であり、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地に区分されるため、今月19日に北井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

第2号議案は、以上6件で、田571㎡、畑1,457㎡の計2,028㎡。転用目的の内訳は、全て住宅用地で2,028㎡になります。

御審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員

今月19日の午前11時より、1番の案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は岸本委員、井川推進委員、石田推進委員と私の委員4名と、申請者側3名、事務局2名の9名です。場所は、JA 多家良支所から西に約400mに位置する農地で、このあたりは、一種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、申請人が農家住宅に転用しようとするものです。申請人は、現在、アパートに住み、子供も大きくなり手狭になったことから、自己の居宅を構えたいと考え、本件申請地が自己の耕作地に近く便利であることから今回の申請に至ったとのことです。土地の造成については、良質土で盛土し、周囲には土留め擁壁を構築し、土砂の流出を防ぐ配慮もされています。排水については、合併浄化槽で処理し、東側にある水路に放流することと、排水の同意については、地元の多家良土地改良区及び小金養水組合より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、5番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員

今月19日の午後1時半より、5番の案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は朝田委員と私の委員2名と、申請者側2名、事務局2名の6名です。場所は、北井上小学校から南東に約500mに位置する農地で、このあたりは、一種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、申請人が農家住宅に転用しようとするものです。申請人は、同じ町内にある父所有の宅地内の倉庫をリフォームし、暮らしていましたが、相続協議の結果、姉が相続することになり、また、現在の居住空間

では、子供を育てるには狭く、不便であるため、今回の申請に至ったとのこととです。土地の造成については、コンクリート壁で区画し、隣接する道路高まで整地することで、土砂の流出を防ぐ配慮がされています。排水については、合併浄化槽で処理し、北側にある水路に放流することとすることで、排水の同意については、地元の北井上土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしているため、北井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1～4番案件を議案書のとおり許可すること、5番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第2号議案については1～4番案件を議案書のとおり許可すること、5番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。

議案書3ページを御覧ください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、店舗（寝具店）及び境界擁壁に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は寝具類の小売業を営んでおり、現在の店舗から移転する計画を立て、徳島市南部にて候補地を探していたところ、国道沿いで立地条件の良い対象地を見つけ申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の19日に勝占地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

2番は、譲受人が所有権の移転をし、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は飲食店を営んでおり、週末等の来客ピーク時には、入店待機中の来客による路肩への駐停車が多くなり、近隣住民へ迷惑をかけていることを懸念していました。そこで駐車場用地を探していたところ、近隣で確保できたため、このたびの申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、農家住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、現在親と同居している居宅を倉庫として利用し、新たに隣接する農地に新築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書

面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地の一部について、すでに転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。今月の19日には上八万地区の委員さん4名、事務局1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

4番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、プレハブ物置等の展示・販売を行っており、このたび鳴門・藍住・北島方面に事業拡大するため、資材を入荷し、その保管場所を探していました。申請地は交通の便もよく、立地条件も良いため、資材置場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

5番は、譲受人が所有権の移転をし、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業を営んでおり、休耕状態となっている申請地の譲渡依頼を受けており、資材置場を探していた土木建設業者と賃貸借契約を交わすことで、土地の有効利用を計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

6番は、譲受人が所有権の移転をし、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、林業及び製材業等を営んでおり、電力会社の協力会社となり、電柱付近の雑木等の伐採を行っています。現在利用している借地は、スペースが十分ではなく、隣接する道路へはみ出すこともあり、通行者へ迷惑をかけたり、危険を感じながらも利用してきましたが、業務車両や従業員用駐車場、電力会社から依頼された電柱をはじめとした資材等を安全に管理するため、より広い敷地への移転を計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第3号議案は以上6件で、田が3, 193㎡、畑が1, 200. 10㎡、計4, 393. 1㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地 1, 027㎡、駐車場・資材置場2, 339㎡、その他施設用地1, 027. 10㎡です。

御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員

今月19日の午前10時より1番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は、野口委員さん、岸野推進委員さんと私の委員3名、転用者側2名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、徳島市東消防署勝占分署から南東へ約300mに位置しており、第2種農地に区分されるということです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権の設定をして、寝具店及び境界擁壁に転用しようとするものです。排水についても、問題は見受けられず、勝浦川土地改良区からの排水同意書の提出もあるようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たして

おり、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、3番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の武市推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市
推進委員 今月19日の午後3時から3番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、川人会長と佐々木委員、松浦推進委員と私の委員4名、転用者側2名、事務局1名の7名です。申請対象の農地は、JA眉山支所から西へ約300mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権の設定をして、農家住宅に転用しようとするものです。排水については、新井用水組合からの排水同意書と、土地改良区は管轄外であるため上申書が提出されているとのことです。
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、上八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。
第4号議案、非農地証明願の審議についてを開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。
議案書4ページをお開きください。
申請について所定の添付書類は整っております。
1番の申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。申請者の祖父以前の代により住宅・納屋を建築しており、既に70年程度経過し、農地としては機能しておりません。非農地化の確認資料としましては、昭和61年5月12日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。
第4号議案は以上1件で、対象地は畑27㎡です。
御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第4号議案の非農地証明願による許可申請は、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。
第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について御説明します。
議案書5ページをお開きください。
対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の孫が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
第5号議案は2件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡で、合計●●●㎡となっています。
御審議をよろしくをお願いします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第6号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。
農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。
議案書6ページをお開きください。
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。
今月は新規設定が9件、再設定が14件で合計23件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が13件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～3番が多家良地区・9筆・3件、4～6番が勝占地区・8筆・3件、7番が八万地区・1筆・1件、8番が入田地区・2筆・1件、9番と10番の一部が不動地区・14筆・2件、10番の一部が応神地区・3筆・1件、11～13番が川内地区・4筆・3件、14番が国府地区・2筆・1件、15～16番が南井上地区・2筆・2件、17～23番が北井上地区・10筆・7件となっております。
利用権設定については以上で、田35筆38,648㎡、畑20筆23,446㎡の合計55筆62,094㎡となります。
続きまして、所有権移転について御説明します。
議案書10ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。1番の譲受人の耕作面積は、取得後122aに至るものであり、取得後には対象地においてスダチの栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で、田1筆、918㎡となります。

御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。

3件受理しました。

12ページを御覧ください。

2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

13ページを御覧ください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

14ページを御覧ください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。7件受理しました。

15ページを御覧ください。

5番は農地改良届出についてです。1件受理しました。

16ページを御覧ください。

6番は、農地であることの証明についてです。2件証明しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

以上をもちまして、令和元年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(16時20分)